

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

勤務していた時に使用していた 被保険者証の記号及び番号	記号		番号							
申 出 者 の 生 年 月 日	昭和 ・ 平成			年		月		日	性別	男・女
申出者氏名	(フリガナ)									
	(氏)				(名)					
申出者の住民票住所 ※郵送物は登録いただく住民票住 所へ送付いたします。	郵便番号				－					
	(フリガナ)									
携帯電話	()									
勤務していた事業所名称等	事業所名									
	資格喪失年月日 (退職日の翌日)		令	和		年		月		日
保険料の納付方法	保険料の納付方法について、次のいずれか一つに☑をつけてください。 ☐ 毎月納付 ☐ 6ヵ月前納 ☐ 12ヵ月前納 ※納付書での振込となります。(振込手数料はご負担ください) ※「6ヵ月前納」および「12ヵ月前納」を希望された場合、資格取得年月 日の属する月の月末までに前納保険料を納付していただく必要があります。									
資格確認書の発行要否	☐ 発行が必要 ※下記理由に該当する場合に限ります。									

【資格取得要件について】

- ・被保険者でなくなった日の前日までに、継続して2箇月以上の被保険者であったこと。
- ・被保険者でなくなった日から20日以内に申請しなければならないこと。
- ・初回保険料を当組合が指定する日までに納付しない場合は、資格を取り消します。

【資格確認書の要否について ※下記に該当する場合に限る】

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ・マイナ保険証での受診には第三者のサポートが必要等の要配慮者

健康保険 被扶養者届【資格取得時】

- ・任意継続被保険者の資格取得時に、被扶養者となられる方について記入してください。
- ・資格取得日の翌日以降に被扶養者となられる方は、別途「被扶養者（異動）届」を提出してください。

被 扶 養 者 欄	被扶養者の氏名		被扶養者の生年月日		性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別
	(フリガナ)		昭 / 平 / 令		男				同居
			年 月 日		女			万円	別居
	※資格確認書の発行要否		☐ 発行が必要 ※上記理由に該当する場合に限ります。						
	(フリガナ)		昭 / 平 / 令		男				同居
			年 月 日		女			万円	別居
※資格確認書の発行要否		☐ 発行が必要 ※上記理由に該当する場合に限ります。							

令和 年 月 日 提出

健康保険組合任意継続被保険者のご案内

1. 任意継続被保険者として加入を継続するための要件

- ①資格喪失の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があること。
- ②資格喪失日（退職日の翌日）から「20日以内」に申請をしていただくこと。

2. 任意継続被保険者の被保険者期間

任意継続となった日から2年間。

ただし、次の「3. 任意継続被保険者の資格喪失」②～⑥に該当する場合は除きます。

3. 任意継続被保険者の資格喪失

次のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので、資格確認書をお持ちの方はすみやかに返納してください。（カッコ内は資格を喪失する日です。）

- ①任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。（被保険者証に表示されている有効期限）
- ②保険料を納付期日までに納付されなかったとき。（納付期日の翌日）
- ③就職されて、健康保険、船員保険、共済組合など被保険者資格を取得されたとき。（被保険者資格を取得した日）
- ④任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき。（申出が受理された日の属する月の翌月1日）
- ⑤後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき。（被保険者資格を取得した日）
- ⑥被保険者が死亡したとき。（死亡した日の翌日）

※③④に該当した場合は「資格喪失申出書」の提出が必要となりますので、健康保険組合までご連絡ください。
※就職後すぐに退職した場合でも、他健保の資格を1日でも取得した場合は、任意継続被保険者の資格を喪失となります。

4. 任意継続被保険者の保険料 ※納付書での振込みとなります。（振込手数料はご負担ください。）

①毎月納付の場合（1か月ごとに納付する方法です）

納付月の1日～10日（10日が土・日または祝日の場合は翌営業日）までにお振り込みください。

初回（資格取得時）保険料の納付期日については、健康保険組合の指定した日となります。

※毎月納付から6か月前納（10月分から翌年3月分まで）へ変更を希望される場合は、9月上旬までに健康保険組合にご連絡ください。その他、年度の途中で納付方法を変更することはできません。

②前納の場合（前期分と後期分の2回に分けて納付または全期分を一括で納付する方法です）

前納開始月の前月末日（末日が土・日または祝日の場合は前営業日）までにお振り込みください。

初回（資格取得時）保険料の納付期日については、健保組合の指定した日となります。

ア 6か月分の前納（4月分から9月分まで、10月分から翌年3月分まで）

イ 12か月分の前納（4月から翌年3月まで）

ウ 年度の途中で任意継続被保険者となった方は、資格を取得した日の属する月の翌月分から9月分または3月分までを納めることができます。※保険料は前納開始月の前月末日までに納付する必要がありますので、資格喪失日が月末に近い方はあらかじめ健康保険組合までご連絡ください。